

## 安全で美味しい島根の県産品認証制度現地審査規程

### (目的)

第1 安全で美味しい島根の県産品認証制度の実施にあたっては、信頼を確保するため制度の適切な運用が重要となる。

このため、安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領（以下、「要領」という。）の第8条に基づく現地審査（以下「現地審査」という。）について定め、適正な現地審査の実施を確保する。

### (現地審査員)

第2 農林水産部長は次の要件を満たす者の中から現地審査員を任命する。

- (1) 農林産物 JGAP 審査員研修又は県が実施する同程度の研修を修了した者。
- (2) 畜産物 獣医師の資格を有する者。
- (3) 水産物 衛生管理に関する所定の研修を受講した者。

2 要領第22条に基づき業務委託した場合は、第4及び第11第1項について「農林水産部長」を「業務受託者」に読み替えるものとする。

### (生産施設)

第3 この規程でいう生産施設は、経営体が生産のために管理・使用する圃場、ホダ場、草地・畜舎、養殖場等及び施設とする。

2 施設は収穫、飼養、水揚げより後の工程を取り扱う生産物取扱い施設（以下「生産物取扱い施設」という。）、機具や資材の保管倉庫、衛生施設（トイレ、手洗い）、エネルギー関係（重油、電気等）、給排水、家畜の死体の保管場所、家畜排せつ物の管理施設等の関連施設等とする。

### (現地審査の実施)

第4 農林水産部長は現地審査員を生産施設等に派遣（以下本条により派遣する現地審査員を「審査員」という。）し現地審査を実施する。

2 現地審査は、申請者又は申請者が指定した現地審査の結果に関し責任を負う者、若しくは申請団体の構成員の経営体の代表者又は経営体の代表者が指定した現地審査の結果に対し責任を負う者（以下「受審者」という。）の立会いのもと行う。

3 審査員は別に定める現地審査員証を携行しなければならない。

4 申請に関する事前指導に携わった者あるいは申請団体の構成員である者は、審査員にならない。

### (個別認証の現地審査)

第5 個別認証申請の現地審査（以下「個別審査」という。）は生産施設において下記により行う。

- (1) 個別審査は、生産施設における状況が「生産工程管理基準」に適合しているかを確認

する。

- (2) 個別審査は1日以内で行う。
- (3) 個別審査は、申請書記載産品が生産される全ての生産施設の現地確認を原則とする。
- (4) 生産施設に施設等が複数ある場合は、審査員の判断により、代表的なものの現地確認により個別審査の実施とすることができる。
- (5) 施設のうち生産物取扱い施設は全て現地確認を行う。

#### (団体認証の現地審査)

第6 団体認証申請の現地審査は団体事務局から指定された場所、構成員が共同で使用する生産物取扱い施設及び団体構成員の生産施設において下記により行う。

2 団体事務局から指定された場所においては、団体が「団体事務局基準」に適合しているかを確認（以下「事務局審査」という。）する。

- (1) 事務局審査は1日以内で行う。
- (2) 団体申請の現地審査は、原則として事務局審査をしたのち、他の現地審査を行う。
- (3) 団体事務局から指定された場所は、団体事務局が帳票等を審査員に提示しやすい場所でないといけない。
- (4) 円滑な事務局審査を行うため、審査員はあらかじめ「団体事務局基準」に基づく団体・農場管理マニュアルの提出を求めることができる。

3 構成員が共同で使用する生産物取扱い施設においては、施設の状況及び生産物の取り扱い状況等が「生産工程管理基準」及び団体・農場管理マニュアルに適合するか確認（以下「生産物取扱い施設審査」という。）する。

- (1) 生産物取扱い施設審査は1カ所につき1日以内で行う。
- (2) 構成員が共同で使用する生産物取扱い施設は全て現地確認を行う。

4 団体構成員の生産施設においては、生産施設における状況が「生産工程管理基準」及び団体・農場管理マニュアルに適合しているかを確認（以下「構成員審査」という。）する。

- (1) 構成員（農場）審査の対象者は、要領第8条第1項第2号に基づき、審査員が選定する。
- (2) 構成員審査の実施方法は個別審査に準じる。
- (3) 事務局審査終了から1ヶ月以内に構成員審査を終了する。

#### (現地審査時期)

第7 現地審査は、原則申請書の記載品目が生産施設内で成育中あるいは保管・選別・調整・洗浄・包装中であるなど存在している時期に実施する。

2 前項の存在している時期の詳細については別に定める。

#### (現地審査の方法)

第8 審査員は、記録、文書等や現地の確認、受審者からの聞き取り等により以下の手順により現地審査を実施する。

- (1) 審査員は生産施設の管理状況等について認証基準の全ての管理すべきポイント（次条

により省略可能なものを除く。)を確認し、それぞれ「適合」「不適合」「該当外」を決定する。

(2) 審査員は前項の「適合」「不適合」「該当外」の決定の妥当性を客観的に判断できるようそれぞれの項目毎に判断に関するコメントを記録する。

(3) 現地審査時に「不適合」の状態であった項目について、直ちに是正が可能なものは是正を確認したのち「適合」と決定して構わない。

(4) 審査員は確認後、結果を現地審査結果報告書(様式第1号)(及び不適合があった場合には不適合項目一覧(様式第2号))にまとめ、これを受審者に提示し結果の説明を行う。

(5) 前項の後、現地審査結果報告書(様式第1号)に、現地審査結果を認証審査委員会で公開することの同意を得、受審者、審査員それぞれが署名を行う。

(6) 審査員は現地審査結果報告書(様式第1号)(及び不適合があった場合には不適合項目一覧(様式第2号))の写しを受審者に交付する。

2 管理すべきポイントの実施状況確認は抽出(サンプリング)調査で行うこととし、標本の抽出(サンプリング)は審査員が行う。

3 第1項第5号の受審者の同意が得られない場合は、改めて別の審査員によって現地審査を実施する。

4 前項の再度の現地審査は業務委託によらず実施する。

(差分審査)

第9 要領第8条第1項第3号に該当する場合の確認を省略できるものは、次のとおりとする。

(1) 認証基準の管理すべきポイントのうち、AS I A G A P又はJ G A P(以下「AS I A G A P等」という。)と同一の内容でかつAS I A G A P等で必須とされている項目。

(2) 認証基準の管理すべきポイントのうち、AS I A G A P等と同一の内容でかつAS I A G A P等で必須又は努力とされている項目のうち、AS I A G A P等の認証審査時に適合が確認されているもの。

(3) 前項については受審者から示されたAS I A G A P等の認証審査の結果が記載された書類により確認をする。

(認証基準を満たしていない場合の措置)

第10 審査員は現地審査で「不適合」と判断した項目について、不適合項目一覧(様式第2号)にその内容を付記し、申請者に交付する。その際、努力項目にかかる不適合については、「(努力項目)」等の表記を加えるなど、当該不適合が努力項目にかかるものであることを明示する。

2 審査員は現地審査で「不適合」と判断した項目について、申請者に対し是正報告を求めることができる。なお、努力項目にかかる「不適合」については、是正の実施の有無は認証の可否に影響しない旨を説明する。

3 是正報告に必要な資料(帳票の写し、写真)は、不適合項目一覧(様式第2号)により明

示する。

4 是正報告書の提出期限は現地審査日から1ヶ月以内の間で審査員が設定する。

(是正状況の確認)

第11 申請者が是正報告書(様式第3号)を農林水産部長に提出した場合は、審査員はその是正状況の確認を行う。

2 前項の確認は、原則、前条第3項で求めた資料により行う。

3 前項により是正状況の確認ができない場合は予め申請者に通知の上、現地確認を行う。また、審査員が現地審査時に、前項の方法では是正の確認ができないと判断した場合も、是正状況の現地確認を行う。この場合、審査員は前項の方法では是正の確認ができない旨、現地審査時に受審者に説明を行う。

4 審査員は是正状況の確認を行ったのち、確認の結果を是正報告書(様式第3号)の所定の欄に記載する。

5 是正状況の確認は審査員であれば、現地審査を行った審査員でなくてもよい。

(是正が適切に行われなかった場合の措置)

第12 審査員による是正状況の確認の結果、適合性の評価で「不適合」と判断された場合は以下の対応とする。

(1) 審査の場合は是正報告書の提出日から3ヶ月以内に不適合項目について第4による再審査を実施する。再審査の結果「不適合」項目があった場合は、第10及び第11に準じる。

(2) 監査の場合は、是正報告書の提出日から3ヶ月以内に再度是正を行い、是正報告書(様式第3号)を農林水産部長へ提出する。農林水産部長は、要綱第9条第2項に基づき、直近の認証審査委員会で認証継続の可否を諮る。

(農林水産部長への報告)

第13 審査員は、現地審査を終えたのち、現地審査結果報告書(様式第1号)、第8第2項の「適合」「不適合」「該当外」の決定とコメントの記録、不適合項目があった場合は不適合項目一覧(様式第2号)、是正報告書が提出された場合は第11第4項の結果を記載した是正報告書(様式第3号)を、要領第7条第5項の審査委員会開催の1ヶ月前までに農林水産部長に提出する。

2 第8第3項に該当する場合は、直ちに現地審査結果報告書(様式第1号)を農林水産部長へ提出する。

3 第12に該当する場合は、受審者から提出された是正報告書(様式第3号)の確認の結果を所定の欄に記載し、農林水産部長及び受審者へ通知する。

(守秘義務)

第14 審査員は現地審査で知り得た情報を下記の情報を除き他へ漏らしてはならない。

(1) 現地審査を実施する前から公知となっている情報。

(2) 現地審査後、審査員の責によらず公知となった情報。

(3) 認証審査に必要な情報で、現地審査結果報告書（様式第1号）により認証審査員会で公開することに受審者から同意を得た場合。

2 審査員は現地審査の実施にあたっては、冒頭で審査員には守秘義務があり、自身がそれを遵守する旨を受審者に伝えること。

3 現地審査時に提示を求める記録、文書等及び施設等には、営業秘密など秘密情報に該当するものが含まれるため写真を撮影する場合は予め受審者から同意を得ること。

（申請者への通知）

第15 要領第5条第1項第1号に規定する申請者への実施通知時に、下記の現地審査への協力について連絡する。

(1) 第4第2項に規定する受審者の現地審査への立会

(2) 記録等を提示できるよう準備すること

(3) 審査員による記録の収集への協力

2 審査員による記録の収集については前条の規定のとおり、現地審査時に改めて同意を得ること。

（監査）

第16 要領第17条に定める監査は、第12以外の条項については、本規程の現地審査を監査に読み替えて実施する。

附則 この規程は平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、施行日において現に有効な認証にかかる監査については、当該認証の有効期間が満了するまでの間、従前の例により行う。

附則 この規程は令和2年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は令和6年4月1日から施行する。

## 美味しまね認証の審査・監査時における申請品目の存在について

現地審査規程 第7の「申請書の記載品目が生産施設内で育成中あるいは保管・選別・調整・洗浄・包装中であるなど存在している時期に実施する。」については次のとおりとします。

(申請品目が「生産施設で育成中あるいは保管・選別・調整・洗浄・包装中であるなど存在している」状況を以下「存在」という。)

### 1 審査

#### (1) 新規

- ① 申請品目は、栽培から出荷に至る一連の工程が、原則1サイクルされていることが確認できることが必要です。(リスク評価をする上で必要なため)

なお、果樹など出荷までに時間がかかる品目を育成中の場合や、周辺に生産組織等栽培状況がわかる事例がありリスク評価ができる場合は、出荷の実績がなくても申請は可能とします。ただし、作付け、栽培を全くしていない場合は審査ができません。

- ② 現地審査時には申請品目が存在しており、栽培から収穫を含む工程について、申請した認証基準に沿ったGAPの実践(記録類を含む)が3か月以上確認できることが必要です。よって保管期間のみ3か月以上のGAPの実践(記録類を含む)の場合は、現地審査ができません。

#### (2) 更新

- ① 現地審査時に原則申請品目が存在しており、栽培と収穫を含む工程について、申請した認証基準に沿ったGAPの実践(記録類を含む)が確認できることが必要です。
- ② 多品目を認証している場合は、現地審査当日に認証品目の一部の品目が存在しない場合も、存在しない品目も含めて現地審査を実施します。存在しない品目も認証基準に沿ったGAPの実践(記録類を含む)が確認できることが必要です。
- ③ 作付け、栽培等を休止されている状態では更新審査できません。

### 2 監査

#### (1) 実施時期

- ① 監査は、認証品目が存在しない時期でも実施可能です。
- ② 監査は、様々な時点における生産工程管理の実践を確認するため、できるだけ前年とは異なる時期に実施することとします。

#### (2) 実施方法

監査当日に存在しない品目で、前回の現地審査または監査後に作付け、栽培等がされているものは、認証基準に沿ったGAPの実践(記録類を含む)を確認します。

#### (3) 栽培休止中の認証品目

- ① 前回の現地審査または監査時以降に作付け、栽培等がされていない場合は、監査は実施で

きません。審査委員会で作付け、栽培等がされていない理由、今後の予定等を報告し、栽培を継続したい場合は、審査委員会に認証継続の可否を諮ります。

- ② ただし、複数品目の認証で、一部の品目が前回の現地審査または監査時以降に作付け、栽培等がされていない場合は、今後の作付けの予定を確認し、現地審査報告書の審査総論欄に栽培されていない品目を記載します。

### 3 その他

認証品目の栽培をやめたときには、認証取り下げ届（様式第8号 品目ごとの認証の場合）、あるいは、認証変更届（様式第5号 複数品目を1つの番号で認証している場合）を提出してください。

様式第1号（第6関係）

安全で美味しい島根の県産品認証制度現地審査・監査結果報告書

受 審 者	氏名又は 団体名		
	住 所	〒	島根県 市・郡
		町	番地
	TEL		
FAX			
所属団体名			

審査対象	
------	--

審査員名	
------	--

審査日	年 月 日	審査時間	時 分 ~ 時 分
-----	-------	------	-----------

是正報告書提出期限	
-----------	--

審査総論
------

受審者は、本報告書内容および審査時に提供した資料、写真等を、認証審査委員会で公開することに 同意します 同意しません
---------------------------------------------------------------

受審者サイン \_\_\_\_\_

審査員サイン \_\_\_\_\_



様式第3号(第6関係)

安全で美味しい島根の県産品認証制度現地審査(監査)是正報告書

年 月 日

島根県農林水産部長 様

氏名又は名称

現地審査(監査)において指摘された不適合項目について、下記のとおり是正したので報告します。

記

1 現地審査(監査)

実施年月日	年 月 日	対象(品目)	
-------	-------	--------	--

2 不適合項目および是正内容等

項目番号	是正内容	記録 No.	写真 No.

※不適合になった原因、改善内容、再発防止策等を記入してください。

※ 是正完了確認			
適合性の評価 : 適合 ・ 不適合			
コメント:			
確認日	年 月 日	確認者	

※印欄は記入しないでください。